

# 京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策の取組状況

## 1. 対策の方向

分野	計画の内容	平成 29 年度 取組状況
感染予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進</li> <li>○妊婦に対するB型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種の勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝臓週間での啓発（7/28、四条烏丸交差点）</li> <li>○ホームページでの情報提供（肝炎情報センター）</li> <li>○リーフレット（知って肝炎）による啓発（保健所窓口等で配布） 京都新聞での記事掲載（7/28発行） ラジオ放送（7/28 αステーション）</li> <li>○府内各市町村で妊婦健診に合わせB型・C型肝炎ウイルス検査を実施（全市町村）</li> <li>○B型ワクチン定期接種の開始（28年10月）</li> </ul>
肝炎検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進</li> <li>○検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、保健所、医療機関等における肝炎検査の実施（H28受検者 10,334人）</li> <li>○検査実施医療機関の拡充 57施設（㊟57施設）</li> <li>○保健所及び検査実施医療機関をホームページに掲載</li> <li>○肝炎検査啓発リーフレットの配付</li> <li>○市町村・保健所職員向け研修の実施（H29.7.10 48名受講） （内容）肝炎の病態、治療法、医療費助成制度、給付金制度 京都府の肝炎対策、肝炎検査の拡大等</li> </ul>
診療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充</li> <li>○肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝疾患専門医療機関 213施設（H29.12月末現在）</li> <li>○肝疾患拠点病院である府立医大病院・京大病院で協議の上、連携事業を実施（医師向け研修、北部講演会・相談会）</li> </ul>
肝炎の予防及び医療に関する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施</li> <li>○肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村・保健所職員向け研修の実施（再掲） （H29.7.10 48名受講）</li> <li>○肝炎検査啓発リーフレット及び医療費助成リーフレットの配付</li> </ul>

分野	計画の内容	取組状況
肝炎に関する啓発及び知識の普及等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進</li> <li>○肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝臓週間での啓発（7/28、四条烏丸交差点）</li> <li>○ホームページでの情報提供（肝炎情報センター）</li> <li>○リーフレット（知って肝炎）による啓発（保健所窓口等で配布） 京都新聞での記事掲載（7/28発行） ラジオ放送（7/28 αステーション）（以上 再掲）</li> </ul>
相談支援体制の強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、京都府立医科大学附属病院に肝疾患相談センター（仮称）を設置するなど、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進</li> <li>○肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府立医大病院肝疾患相談支援センター（H25.6～H29.3末 285件） ※京大病院肝疾患相談支援センター（H22.4～H29.3末 497件）</li> <li>○府北部で講演会・相談会実施（H29.8.5 舞鶴市駅西交流センター）</li> <li>○京都府肝炎情報ガイドの作成、関係機関への配布 10,000部作成</li> <li>○肝炎対策協議会を4回開催（H29.6.6、9.7、11.13、H30.1.25）</li> </ul>

## 2. 数値目標

項目	計画策定時の数値	施策目標（H29年度）	現状値
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	15市町村（H23年度）	全市町村	21市町村（H29年度）
北部相談窓口の設置	0（H24年度）	1	0 （北部講演会・相談会を実施） （H29年度 参加者18名）
肝炎に関する知識を持つ人材を育成	52人（H24年度）	200人	274人（H29年度）

## 京都府における肝炎ウイルス検査受検実績

年度	京都府			市町村 (京都市除く)	府・市町村 計	京都市	合計
	保健所	医療機関	府 計	老健法・健増法		老健法・保健所	
H13	385	-	385	-	385	-	385
H14	87	-	87	20,157	20,244	114	20,358
H15	83	-	83	17,330	17,413	6,134	23,547
H16	601	-	601	14,076	14,677	6,620	21,297
H17	91	-	91	13,095	13,186	5,233	18,419
H18	235	-	235	17,235	17,470	6,427	23,897
H19	1,467	171	1,638	8,714	10,352	3,850	14,202
H20	665	142	807	4,125	4,932	2,916	7,848
H21	298	98	396	4,125	4,521	2,336	6,857
H22	217	51	268	4,022	4,290	1,991	6,281
H23	268	86	354	7,759	8,113	2,041	10,154
H24	308	453	761	8,227	8,988	1,977	10,965
H25	375	184	559	8,332	8,891	2,466	11,357
H26	487	454	941	8,305	9,246	3,634	12,880
H27	380	276	656	8,586	9,242	2,764	12,006
H28	254	270	524	6,936	7,460	2,874	10,334
H29 (11月末時点)	174	151	325	-	-	3,642	-
計	6,201	2,185	8,386	151,024	159,410	51,377	210,787

※数字はB型又はC型肝炎ウイルス検査を受検した実人数

※京都市の数字は、H18年度分まで老健法に基づく検診と保健所検査(京北病院含む)の合算、  
H19以降は保健所検査(同)、H29以降は下京区役所と委託医療機関で実施したもの

※平成23年度から、40歳以上5歳刻みの者に個別勧奨した場合に、自己負担相当額を国が全額  
負担する「個別勧奨メニュー」が追加

## 平成28年度 肝炎ウイルス検査件数について

### 保健所検査分

	検査件数		陽性者数	
	B型	C型	B型	C型
乙訓	38	39	0	0
山城北	99	97	1	1
綴喜分室	28	28	0	0
山城南	12	12	0	0
南丹	13	16	0	1
中丹西	20	17	0	0
中丹東	25	24	0	0
丹後	19	17	0	0
合計	254	250	1	2

### 委託医療機関分

	医療機関数	検査件数	陽性者数	
			B型	C型
乙訓	5	19	0	0
山城北	19	30	0	1
山城南	11	166	1	0
南丹	5	40	0	0
中丹	11	15	0	0
丹後	6	0	0	0
合計	57	270	1	1

### 京都市検査分

	検査件数		陽性者数	
	B型	C型	B型	C型
保健センター	2,617	2,617	28	19
京都工場保健会	257	257	0	0

※平成29年度からは下京区役所と委託医療機関で実施

### 健康増進事業・市町村独自事業

40歳検診					
受診者数				陽性者数	
B型+C型	B型のみ	C型のみ	計	B型	C型
1,571	0	0	1,571	1	1
40歳検診以外					
受診者数				陽性者数	
B型+C型	B型のみ	C型のみ	計	B型	C型
5,350	2	13	5,365	23	15

## 肝疾患相談支援センターにおける相談体制について

京都府では、肝炎患者やその家族をはじめ、肝疾患に関する不安や疑問を持つ方からの相談に対応し、精神的負担の軽減や適切な肝炎医療の提供を図るため、京都府立医科大学附属病院及び京都大学医学部附属病院に肝疾患相談センターを設置しており、無料で患者やご家族の相談をお受けしています。

### 記

#### 1 相談センターの概要

- 肝疾患に関する相談員を配置。専門医と連絡しながら電話相談や面談を実施。
- 患者及び家族からの相談や質問のほか、医療機関等からの相談にも対応。肝疾患に関する情報提供を行う（無料。ただし相談センターの電話代は負担必要）。

#### 例えばこんな相談に対応しています

肝炎ウイルス検査を受けるには・・・	どこを受診すればいいの・・・
病気の悩みや不安・・・	治療内容がよく分からない・・・
日常生活で注意することは・・・	医療費助成制度を受けるには・・・

#### 2 窓口開設時間、連絡先電話番号等

	開設日 (※)	開設時間
府立医大病院肝疾患相談センター 075-251-5171	毎週 火・木曜日	10～12時、13～16時
	毎週 水曜日	13～16時
京大病院肝疾患相談センター 075-751-4701	毎週 月・水・金曜日	10～12時

※ 両大学病院が連携し、毎週月～金まで毎日対応

※ 祝日及び12月29日から1月3日を除く

平成30年度予算案 168億円 (平成29年度予算額 153億円)

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

83億円 (70億円)

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

・B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進及び肝がん・重度肝硬変患者への支援のための仕組みの構築

・肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

40億円 (39億円)

・利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。

また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。

・肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行い、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

6億円 (6億円)

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

・都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

・国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図る。

・肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの構築・運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円 (2億円)

○肝炎総合対策推進国民運動(知って、肝炎プロジェクト)による普及啓発の推進

・都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

37億円 (37億円)

・「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、B型肝炎の定期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発等を目指した実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

572億円 (572億円)

肝がん・重度肝硬変研究  
及び肝がん・重度肝硬変患者への支援のための仕組みの構築(新規)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

10億円※ (0億円)※ 事務費を含む

B型C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者 (所得制限:年収約370万円未満※を対象)
対象医療	肝がん・重度肝硬変の入院医療とし、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が4ヶ月を超えた場合に、4ヶ月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。
自己負担限度月額	1万円
財源負担	国 1/2 地方 1/2
平成30年度予算案	10億円 (※実施時期は12月～)

肝炎治療受給者証審査件数 (平成 29 年 12 月 18 日現在)

	インターフェロン									インターフェロンフリー	合計	合計		
	B型	B型 2回目	C型肝炎	C型肝炎 2回目	C型肝炎 肝硬変	C型肝炎 肝硬変 2回目	C型肝炎 併用 (777A/B/C)	C型肝炎 併用 シメア パニオン	小計	小計	B型	B型・更新		
21年度計	26		572		7				605				605	605
22年度計	15		588	33	9	3			648		581		1,229	1,229
23年度計	10	1	277	26	12	6	26		358		200		558	587
24年度計	29	4	210	4	24	3	135		409		163		572	748
25年度計	15	1	115		25	5	27	171	359		166		525	835
26年度計	15	0	97	5	7	1	0	255	380	503	166		1,049	967
27年度計	6	0	11	0	0	0	0	20	37	2,162	184		2,383	1,010
28年度計	7	0	0	0	0	0	0	1	8	1,116	153		1,277	1,130
29年度														
4月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	15		82	68
5月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	7		77	52
6月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	10		71	83
7月審査	1	0	0	0	0	0	0	0	1	54	11		66	78
8月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	16		78	102
9月審査	1	1	0	0	0	0	0	0	2	48	18		63	70
10月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	6		46	59
11月審査	1	0	0	0	0	0	0	0	1	32	15		48	71
12月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	12		44	71
年度計	3	1	0	0	0	0	0	0	4	465	105		574	654
累 計	119	7	1,870	68	84	18	188	446	2,800	3,130	1,565		7,495	12,296

	インターフェロンフリー																				小計										
	C型肝炎										C型肝炎硬変																				
	セロタイプ1					セロタイプ2					不明					セロタイプ1						セロタイプ2					不明				
	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット	ソバルディ マウイレット											
26年度計	364																				503										
27年度計	387	946	53							488											60	89	97		2,162						
28年度計	13	449	187	44	0					283	13										0	67	24	4	0	22		1,116			
29年度																															
4月審査	0	20	8	18	1					18	0										0	0	2	0		0	0	67			
5月審査	0	11	6	12	2					28	2										0	4	1	3	0		1	0	70		
6月審査	0	18	9	13	0					14	0										0	1	1	3	2		0	0	61		
7月審査	0	19	8	11	1					19	0										0	1	1	3	1		1	0	54		
8月審査	0	22	5	11	0					15	1										0	2	2	1	0		2	0	62		
9月審査	0	9	4	16	1					12	2										0	1	1	1	0		1	0	48		
10月審査	0	13	3	6	0					16	0										0	0	0	1	0		1	0	40		
11月審査	0	14	0	6	0					7	1										0	2	1	1	0		0	0	32		
12月審査	0	1	1	3	0					7	0										0	2	0	0	2		1	0	32		
年度計	0	127	39	96	5					130	6										0	13	15	3	2		0	0	465		
累 計	745	1,073	92	96	5					618	6										0	238	102	16	15	3	2	104	0	0	3,130

9 健対第 1 4 7 3 号  
平成 2 9 年 1 2 月 1 日

京都府肝疾患専門医療機関の長 様  
京都府指定医療機関の長 様

京都府健康福祉部健康対策課長  
(公 印 省 略)

### 肝炎治療特別促進事業におけるマヴィレット配合錠の取扱いについて

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日付け事務連絡で厚生労働省から、本年 9 月 2 7 日付けで製造販売承認、1 1 月 2 2 日付けで保険適用された C 型慢性肝炎及び代償性肝硬変に対する治療薬であるマヴィレット配合錠（一般名：グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル配合剤）の取扱いについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、本剤に対する本府の医療費助成における取扱いについて、下記事項に留意いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 C 型慢性肝炎及び代償性肝硬変に対する治療薬であるマヴィレット配合錠（一般名：グレカプレビル水和物／ピブレンタスビル配合剤）を京都府肝炎治療特別促進事業における医療費助成の対象とする。なお、ジェノタイプの違いや、慢性肝炎・肝硬変の違い、初回治療か再治療かにより、投与週数が 8 週間あるいは 1 2 週間と違いがあるため、十分留意されたい。
- 2 上記製剤を用いた治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに申請のあったものについて、平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日（保険適用日）まで遡及可能とする。

※上記変更に係る京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱の改正はありません。

なお、様式 4 - 7、4 - 8 の診断書において、ウイルス型がセロタイプ（グループ）1 又はセロタイプ（グループ）2 のいずれにも該当しない場合は、当面診断書の空欄に補記願います。

担当	健康対策課がん対策担当	内野
電話	075-414-4766	
FAX	075-431-3970	
E-mail	y-uchino98@pref.kyoto.lg.jp	



## ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業について

### 1 事業の内容

#### (1) 肝炎ウイルス検査

- ・ 府保健所における無料肝炎ウイルス検査
- ・ 府委託医療機関における無料肝炎ウイルス検査

#### (2) 陽性者フォローアップ事業（初回精密検査・定期検査費用助成事業等）

- ・ 府又は市町村の実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判断された後、初めて京都府肝疾患専門医療機関で受ける精密検査（初回精密検査）費用の助成
- ・ 初回の精密検査を受けた後、若しくはインターフェロン治療等の肝炎治療終了後に定期的に受ける検査（定期検査）費用の助成

#### (3) 助成回数

初回精密検査 1回、定期検査 年2回

#### (4) 自己負担限度額

初回精密検査		0円
定期検査	住民税非課税世帯	0円
	市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	慢性肝炎：2,000円 肝硬変：3,000円

### 2 事業の実施状況（平成27年4月より事業開始）

#### (1) 肝炎ウイルス検査実績

	平成27年度	平成28年度
保健所検査	380件	254件
委託医療機関検査	276件	270件

#### (2) 精密検査費用助成実績

	平成27年度	平成28年度
初回精密検査	24件	28件
定期検査	1件	2件

\*29年度（30年1月現在：初回精密検査14件、定期検査5件）

### 3 事業周知方法

- 要領・チラシ等を拠点病院、専門医療機関、肝炎検査委託機関、市町村、保健所各医療関係団体、保険関係団体に配付
- 京都府ホームページに掲載

## 平成 29 年度京都府肝疾患専門医療機関向け研修会 開催結果

- 1 内 容 「インターフェロンフリー治療について」
- 2 日 時 平成 29 年 12 月 23 日 (土・祝) 14 時から 15 時まで
- 3 場 所 メルパルク京都 4 階研修室 3
- 4 講 師 上田 佳秀 先生  
(京都大学大学院医学研究科消化器内科学)
- 5 参加者 京都府内の肝疾患専門医療機関に勤務する医師 34 名
- 6 その他 肝炎医療費助成におけるインターフェロンフリー治療及びインターフェロンフリー治療後のインターフェロン治療診断書作成のための指定研修

今回の研修により、新たに 27 名の医師が京都府指定医となりました。

これにより、京都府指定医は 205 名となりました。

## 新たに京都府指定医となった医師 (氏名公表に同意した医師のみ掲載)

出口 武司	出口内科医院	岡江 俊二	河端病院
岡村 芳郎	岡村医院	大石 嘉恭	(医) 医仁会 武田総合病院
尹 彦詔	ゆん診療所	竹田 一博	(医) 医仁会 武田総合病院
岡崎 寛士	三条おかざきクリニック	泉谷 龍	(医) 医仁会 武田総合病院
佐藤 和美	(医) 健康会京都南病院	山口 泰司	山口医院
鷹野 留美	(医) 健康会京都南病院	石丸 敦史	田辺中央病院
坂上 共樹	(医) 健康会京都南病院	川勝 雪乃	京都岡本記念病院
花本 浩一	(医) 健康会京都南病院	猪上 尚徳	京都岡本記念病院
安岡 貴之	(医) 康生会 武田病院	曾根 淳史	(医) 宮津康生会 宮津武田病院
鈴木 隆裕	鈴木内科医院	越野 勝博	京都府立医科大学附属北部医療センター
八木 昭一	(医) 大築山診療所		

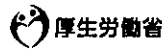
京都府肝炎ウイルス検査  
委託医療機関(57施設)  
に配布予定  
・厚生労働省作成ポスター  
・京都府作成掲示物(A4)



自分の命  
責任持つて

**肝炎** 今こそ、受けよう！肝炎検査。

肝炎は放置すると、肝硬変、肝がんへと重症化する疾患です。  
他人事ではなく、あなた自身の健康に関わることです。  
まずは、一度、検査を受けて下さい。



<https://www.kanen.org/>



# 当院で肝炎ウイルス検査 を実施しています **無料**

一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう。  
検査時間は数分、採血検査で調べます。

実施曜日：月・火・水・木・金・土

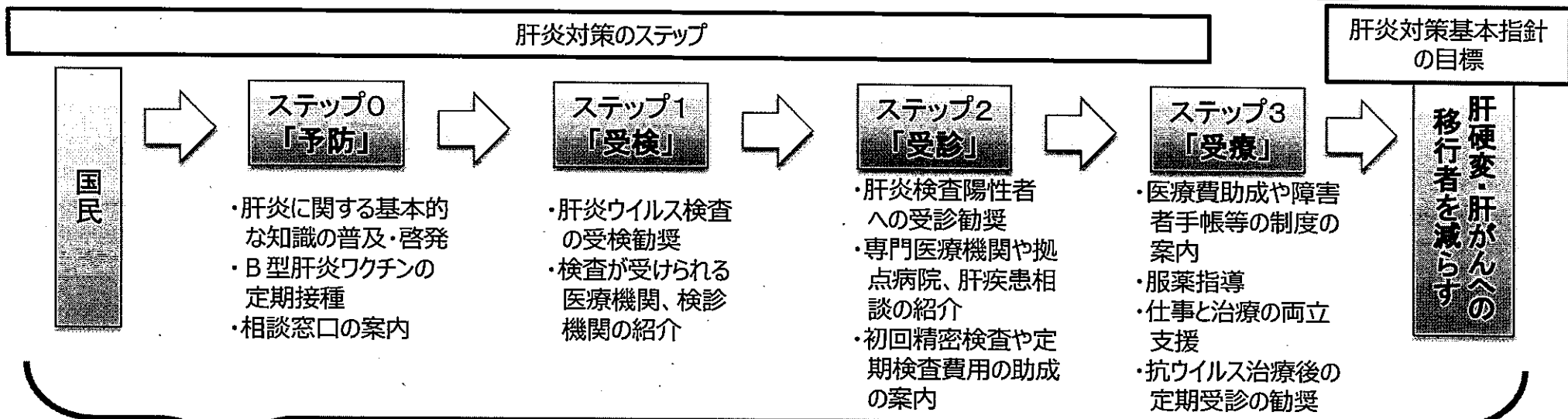
実施時間：	午前	時	分～	時	分
	午後	時	分～	時	分
	夜間	時	分～	時	分

予 約：要・不要

費 用：無料

問合せ窓口：

# 肝炎医療コーディネーターについての考え方の概要



1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者（国民）をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

## 肝炎医療コーディネーター

保健師



患者会  
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

**肝炎医療コーディネーター制度について**  
(これまでの協議会でいただいた主なご意見)

**【対象者について】**

- 国の通知文では、国家資格等がない一般人がコーディネーターになることについて制限されていない。また患者やその家族が当事者の視点で支援にあたることは有意義である旨が記載されている。

例1) 佐賀県：医療関係者以外もコーディネーターとして養成

例2) 岡山県：医療系の国家資格の有資格者に限定

(製薬会社社員がコーディネーターとなると、利益相反に抵触)

- 立ち上げ期は対象者を少し絞った方がよいのでは。

**【役割について】**

- コーディネーターが間違っ知識を流布するのは避けなければならない。
- 医療関係者以外のコーディネーターについては、役割や患者への助言内容に一定制限を設けるべき。
- 国の通知文では、守秘義務をもつ職種と持たない職種で役割が異なり、守秘義務のない肝炎医療コーディネーターの役割は、一般的な普及啓発等が中心と記載がある。
- 多様な人材を育成対象に含め、役割については一定の線引きが必要である。

**【その他】**

- 受講者のインセンティブとなるよう、認定証等を発行してはどうか。
- 間接的な公表の手段として、肝炎医療コーディネーターが所属する保健所、医療機関及び薬局に、コーディネーターがいることが判るポスター等を掲示してはどうか。

〇〇県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱（例）

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇県肝炎医療コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、〇〇県の肝炎対策を推進することを目的とする。

（基本的な役割）

第2条

- 1 〇〇県肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 〇〇県肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

（活動内容）

第3条 〇〇県肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、〇〇県肝炎医療コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関
  - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
  - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
  - ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加
  - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村の肝炎対策担当部署
  - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
  - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
  - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
  - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業、医療保険者等の職域機関
  - ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発

- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発

- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 ○○県肝炎医療コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に○○県肝炎医療コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による○○県肝炎医療コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 県は、○○県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 県は、○○県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を○○県肝炎医療コーディネーターとして認定するものとする。
  - (1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
  - (2) 県が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) ○○県肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
  - (2) 肝疾患の基本的な知識
  - (3) 県の肝炎対策

(4) 地域の肝疾患診療連携体制

(5) ○○県肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

3 知事は、第1項の規定により○○県肝炎医療コーディネーターの認定を行ったときは、認定証及び認定バッジを交付し、○○県肝炎医療コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

4 知事は、○○県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証及び認定バッジを返納しなければならない。

(1) ○○県肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(2) 疾病その他の理由により○○県肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき

(3) 本人から認定取消の申し出があったとき

(技能向上及び活動支援)

#### 第6条

1 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、○○県肝炎医療コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 県は肝炎医療コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

第7条 ○○県肝炎医療コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、○○県肝炎医療コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年○月○日から施行する。